

早稲田大学ハイキングクラブ OB・OG 会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称を「早稲田大学ハイキングクラブ OB・OG 会」とする。なお、略称を「WHC-OB・OG 会」とする。

第2条 (目的)

本会は、会員あるいは会の主催する活動を通じて会員相互の交流を継続・拡大し親睦を深めることを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 総会、パーティ、山小屋祭、ハイキング等の開催
- (2) 山小屋「酔山荘」の適切な維持・管理
- (3) 会員の主催する活動に対し、求めに応じた支援
- (4) その他、会員の活動の紹介、会員名簿の更新等、本会の目的達成のための活動

第2章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は、正会員および名誉会員をもって構成する。

第5条 (正会員)

正会員は、早稲田大学在学中に「早稲田大学ハイキングクラブ」に在籍した者で、同クラブにおける在籍年数は問わず、当該者の同期会員の間で認められた者とする。

第6条 (名誉会員)

本会に対して特に功労のあった者で、運営委員会が推薦し総会で承認された者を名誉会員とする。

第3章 役員

第7条 (役員)

本会には、以下に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 運営委員 | 47名程度 (各期に1~2名程度) |
| (6) 運営委員会事務局長 | 1名 |
| (7) 運営委員会副事務局長 | 若干名 |

- (8) 運営委員会事務局員 若干名

第8条（役員を選出）

前条に定める役員は、次に掲げる方法により選出する。

- (1) 名誉会長には森 武先生を推戴する。
- (2) 会長、監事は、運営委員会が会員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。
- (3) 運営委員は、各期の会員の中から互選で選出する。
- (4) 運営委員会事務局長は、運営委員会が運営委員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。
- (5) 副会長は、会長候補者が、必要に応じて会員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。
- (6) 運営委員会副事務局長、運営委員会事務局員は、運営委員会事務局長候補者が、必要に応じて運営委員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。

第9条（役員の職務）

役員の仕事は、次に掲げるところによる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は運営委員会の構成員となり、総会の決議に基づき会務を執行する。
また、運営委員会と各期会員の相互の情報伝達を行う。
- (4) 運営委員会事務局長、運営委員会副事務局長、運営委員会事務局員は、運営委員会の会務執行に関する実務を行なう。
- (5) 監事は本会の資産状況および会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条（役員の任期）

役員の仕事は4年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでなおその職務を行なう。
3. 役員は、やむを得ない事情があるときは、運営委員会の承認により退任することができる。
4. 役員の仕事の任期中の退任により会の運営に支障を生じるときは、第8条（役員を選出）に掲げる方法により補欠の役員候補者を選出する。但し、総会を開催せずに電子メール等の手段を用いて賛否を問ひ、その結果をもって総会の決議とすることができる。
5. 補欠により選任された役員の仕事の任期は前任者の残任期間とする。

第11条（役員の仕事の報酬）

役員の仕事は無償にて行う。

第12条（役員の仕事の解任）

役員のうち法令の規定および本会則に違反した者は、その任期中でも運営委員会の決議により、総会の承認を得てこれを解任することができる。

第4章 機関

第13条（機関）

本会には次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 運営委員会事務局

第14条（総会）

総会は本会の最高決定機関であり、正会員をもって構成する。

2. 総会は4年に1回、会長がこれを招集する。総会の議決は出席会員の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決定に従うものとする。
3. 総会の議長は会長とし、書記は運営委員会事務局長が任命する。
4. 書記は会議の終了後、議事録を作成し運営委員会に提出する。
5. 次の各号に該当するときは、半年以内に臨時総会を開かなければならない。
 - (1) 正会員の10分の1以上が要求したとき。
 - (2) 運営委員会が必要と認めたとき。
6. 次の事項は総会において決定されなければならない。
 - (1) 活動報告および活動方針
 - (2) 決算の承認および予算案の議決
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要事項

第15条（運営委員会）

運営委員会は会長、副会長、監事、運営委員、運営委員会事務局をもって構成し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の活動に関する事項
 - (2) 名誉会員の推薦に関する事項
 - (3) 予算・決算その他の会計に関する事項
 - (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
2. 運営委員会は、会長が必要に応じて随時招集する。

第16条（運営委員会事務局）

運営委員会事務局は、運営委員会の会務遂行にあたって、次の実務を行う。

- (1) 総会、パーティ、山小屋祭、ハイキング等の開催に関する実務
- (2) 運営委員会の開催に関する実務

- (3) 本会の資産の管理、山小屋「酔山荘」に関する税金の支払い
- (4) その他、会員の活動の紹介、会員名簿の更新等、本会の運営に関する実務

第5章 会計

第17条 (会計)

本会の会計は、次に掲げる金員をもってまかなう。

- (1) 会の主催する会合等の参加費の余剰金
- (2) 寄付金
- (3) 山小屋処分費積立金
- (4) 山小屋維持管理費積立金
- (5) その他の収入

第18条 (会費)

会費は無料とする。ただし、本会の目的を達成するため、総会の承認を得て特別に会費を徴収することができる。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は、総会の開催日から次の総会の開催日前日までとする。

第20条 (予算)

予算は運営委員会がこれを編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2. 山小屋の破損改修等、本会の目的を達成するために予算外の出費が緊急に必要なときは、運営委員会の決定により支出することができる。

第21条 (決算)

決算は運営委員会がこれを行い、監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

第6章 会則の改正

第22条 (会則の改正)

本会則は総会において出席会員の過半数の承認を得て改正することができる。

第7章 補則

第23条 (届出の義務)

本会の会員は、氏名、住所等を変更したときには遅滞なく運営委員会に届け出なければならない。

第24条 (報告)

本会に関する諸般の事項は、会報その他適切な方法により会員に報告する。

附則

本会則は2014年11月16日より施行する。